

## 判例研究

# 自動改札機等を利用したいわゆる 「キセル乗車」と電子計算機使用詐欺罪

法学部教授 岡田 好史

各電子計算機使用詐欺被告事件，平成23年（刑わ）第3121号，東京地方裁判所  
平成24年6月25日判決，判例タイムズ1384号363頁

### 【事実】

被告人らは，それぞれ，東京都の鷺谷駅等において，130円区間有効の片道乗車券（金額式）（以下，乗車券）を購入し，これを自動改札機<sup>1</sup>に投入して入場して列車に乗車し，栃木県の宇都宮駅に到着した際，雀宮駅（宇都宮駅の東京方面隣駅）から岡本駅（宇都宮駅の福島方面隣駅）までを有効区間とする普通回数乗車券（以下，回数券）を自動改札機に投入し，同自動改札機を開扉させることにより同改札口を通過して出場した（往路）。また，被告人らは，それぞれ，同日，宇都宮駅において，180円区間有効の乗車券等を購入し，この乗車券を使用して同駅に入場して列車に乗車し，東京都の赤羽駅等に到着した際，同駅改札口に設置してある運賃の精算等に使用する自動精算機<sup>2</sup>に対し，往路に用いた乗車券を投入して精算手続をさせ，これにより入手した精算券を同改札口に設置してある自動改札機に投入し，同自動改札機を開扉させることにより同改札口を通過して出場した（復路）。

なお，本件で問題となる乗車券及び回数券の処理については，概ね，以下のよう  
なものである。

乗車券は，磁気乗車券<sup>2</sup>のうち片道乗車をする場合に発券される普通乗車券であり，発駅を起点に表示金額の区間内で降車可能な乗車券である。当該乗車券を自動券売機で発券した場合，その磁気部分には，発駅，有効開始日，有効終了日，金額情報等がエンコード<sup>3</sup>され，自動改札機による入場時には，さらに，乗車日，乗車時刻（自動改札機入場時刻），乗車駅等がエンコードされる。回数券は，磁気乗車券のうち乗車区間・経路が指定された乗車券である。当該回数券を自動券売機で発券

した場合、その磁気部分には、有効開始日、有効終了日、有効区間（発着駅・経由）等がエンコードされ、自動改札機による入場時には、さらに、乗車日、乗車時刻（自動改札機入場時刻）、乗車駅等がエンコードされる。

下車駅に設置された自動改札機は、まず、投入されたものについて同機による判定が可能な乗車券（磁気乗車券）等か否かを選別し、判定可能な乗車券等の場合、次にその券種判定を行う。これにより回数券との判定がなされると、有効期間及び有効区間の判定に移り、これらがいずれも有効であった場合、さらに、当該回数券が入場情報の判定対象となるものか否か、すなわち当該回数券の有効区間内における自動改札機未設置駅の存否を判定する。その判定結果に応じ、有効区間内に自動改札機未設置駅がない場合には、入場情報に不自然な点があるか否かを判定し、不自然な点がない場合に、当該自動改札機による出場が可能となる。これに対し、有効区間内に自動改札機未設置駅がある場合には、回数券を利用する乗客の利便性等を考慮し、当該乗客が自動改札機未設置駅から乗車した場合にも、下車駅に設置された自動改札機による出場を認め、入場情報がなくとも当該自動改札機による出場が可能となる。

下車駅に設置された自動精算機による乗車券の処理手順等は、概ね、次のようなものである。

本件、自動精算機は、まず、投入されたものについて同機による判定が可能な乗車券（磁気乗車券）か否かを選別し、判定可能な乗車券の場合、次にその券種判定を行う。これにより片道乗車券（金額式）と判定されると、有効期間、有効区間及び入場情報の各判定を行う。このうち、有効期間の判定においては、その有効期間内に精算日が含まれているか否かを判断し、有効区間の判定においては、発駅情報（当該乗車券の起点となる駅）と区間情報（当該乗車券の乗車可能区間を示す運賃情報）を基に、これらと発駅から自駅（自動精算機設置駅）までの区間情報とを比較し、運賃不足の発生の有無を判断する。そして、運賃不足が発生するときはその額を表示し、不足運賃が投入されると精算券を発券する。

これらの事実関係を基に、被告人らの弁護人は、刑法246条の2後段にいう「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録」のうち「虚偽」とは、電磁的記録それ自体が不正に作出ないし改変された場合に限られるべきであり、本件乗車券及び本件回数券はいずれも要件を満たさない旨主張した。

## 【判旨】

有罪（控訴）<sup>4</sup>

「電子計算機は、その目的に従って構築された事務処理システムに基づいた演算及びこれによる判定等を行うことにより人の事務処理を代替するものであり、本罪はそのような電子計算機に向けて虚偽の電磁的記録をその事務処理の用に供して不正な事務処理を行わせようとする行為を捕捉するものである。そうすると、本件構成要件中の『虚偽』とは、電子計算機を使用する当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反するものをいうと解するのが相当である。」

往路については、「本件回数券は真正に発券されたものであり、エンコードされた情報に誤りは一切なく、入場情報のエンコードがないまま自動改札機に投入されたものであるところ、宇都宮駅の自動改札機は、本件回数券の有効区間に含まれる岡本駅が自動改札機未設置駅であることから、入場情報がなくても、自動改札機からの出場を許している。

……このことを踏まえ、自動改札システムの目的、機能等に照らし、入場情報がない本件回数券を宇都宮駅の自動改札機に投入する行為の意味をみると、実質的には、宇都宮駅の自動改札機に対し、本件回数券を持った旅客が有効区間内の自動改札機未設置駅（岡本駅）から入場したとの入場情報を読み取らせるものであって、この入場情報は被告人らの実際の乗車駅である鷲谷駅又は上野駅と異なるのであるから、本件回数券の電磁的記録は、自動改札機の手務処理システムにおける事務処理の目的に照らし、虚偽のものであるといえる。」

復路については、「本件乗車券は真正に発券されたものであり、入場時にエンコードされた入場情報もその時点では誤りが無いものである。」本件乗車券は、発駅で「入場したとの入場情報がエンコードされたものであって」、復路の駅の「自動精算機に投入される場面において、自動精算機の手務処理システムにおける事務処理の目的に照らし、被告人らの実際の乗車駅である宇都宮駅と異なる虚偽のものであるといえる。」

『虚偽』の意義を不正な作出、改変に限る必要性は認められない。むしろ、電磁的記録は、記録それ自体の情報に加え、これを用いるシステムが前提とする一定の意味付け等を踏まえて事務処理の用に供されているものであり、このような前提となる事柄の真実性も当該事務処理システムの円滑かつ適正な運用のために必要なも

のといえる。……したがって、このような前提を偽ることも当該電磁的記録自体の誤りと実質的に同等に評価することが妥当であり、自動改札機及び自動精算機の事務処理システムにおける事務処理の目的に照らし、本件構成要件中の「虚偽」に当たるといふべきである。」

## 【研究】

### 1 本決定の意義

交通機関の不正乗車の類型としては、①定められた乗車券類を意図的に所持せずに乗車する無札乗車<sup>5</sup>、②事業者等の規則<sup>6</sup>等で認められていないにもかかわらず、意図的に乗車券類の券面に表示された区間外の区間に乗車する区間外乗車、③事業者等の規則<sup>7</sup>等で認められていないにもかかわらず、意図的に目的地の先の駅に行つて折り返し、そのまま目的地に戻る折り返し乗車<sup>8</sup>、④乗車駅からその近くの途中駅までの乗車券類と降車駅の近くの途中駅から降車駅までの乗車券類を利用して、中間区間の運賃を支払わない中間無札乗車、⑤交通事業者の関係者による職務乗車証やICカードの不正使用<sup>9</sup>等があげられる。

本件は、これらの類型のうち、④の中間無札乗車、いわゆる「キセル乗車」について、電子計算機使用詐欺罪の成立を肯定した<sup>10,11</sup>、公刊物に掲載された最初の事例である<sup>12</sup>。

### 2 不正乗車をめぐる判例の流れ

交通機関の不正乗車の事案は戦前からみられるが、そのいずれもが無効な乗車券や定期乗車券等を使用した、いわゆる「無札乗車」の事案であった<sup>13</sup>。ここでは、主として鉄道営業法29条と詐欺利得罪の関係が問題とされたが、裁判所は詐欺利得罪の成立を肯定してきた。

区間外乗車の事案としては、東京高判昭和35年2月22日<sup>14</sup>が挙げられる。これは不正乗車の意図で神奈川県橋本駅から東京都の八王子駅までの乗車券をもって電車に乗り、八王子駅から東京都の府中本町駅まで乗車後、府中本町駅において乗り越し精算をせずに入札改札から出場したというものである。東京高裁は、単純な事実の緘黙によって他人を錯誤に陥れた場合においては、事実を申告すべき法律上の義務が存する場合でなければ、これを以て詐欺罪における欺罔があるということができないとし、被告人の不申告によって係員が錯誤に陥ったからといって、該事実を以て詐欺罪における欺罔ということを得ない。乗り越しの乗客が下車駅において

精算することなく、あたかも正規の乗車券を所持するかのように装い、係員を欺いて出場したとしても、係員が免除の意思表示をしないかぎり、正規の運賃はもちろん増運賃の支払い義務は依然として存続し、出場することによってこれを免れ得るものではないから、財産上不法の利益を得たものということとはできないとして、詐欺利得罪の成立を否定した。

公刊物に現れたキセル行為の事案は2件ある。第一は、大阪高判昭和44年8月7日<sup>15</sup>である。これは、被告人が正当に購入した鳥取県の米子駅から上井駅間の第一乗車券と京都府の園部駅と京都駅間の第二乗車券を所持し、米子駅改札係員に第一乗車券を呈示して入場し、京都駅に到着後、係員のいない改札口の柵を押しあけて中に入ろうとしていたところで、被告人の行動に不審をいできて尾行していた鉄道公安員に乗車券の呈示を求められ、同人に対し前記園部駅京都駅間の往券を示したが、入鋏がなかったため職務質問され、逮捕されるに至ったという事案である。原審では、途中区間の乗車を開始しない限り、その全券片はいまだ無効となるものではなく、被告人が第一乗車券を呈示する以上、乗車駅の改札係員は入場せしめ所定の列車に乗車することを許容しなければならない。途中区間の乗車を開始する以前においては、全券片いずれも有効なものであるから、途中区間の無賃乗車による損失を未然に防止するための具体的な措置はいまだこれをとることができない段階にあるものといわなければならない。被告人が第一乗車券を示して係員に入場を求める行為は、改札係員の運賃前払の請求を免れ、乗車する機会を得るために欺罔行為が指向されているとみるべきもので、途中区間乗車の許諾処分に対して直接向けられた欺罔行為であるとすべきものではない。また、改札係員の行為は、運賃前払の請求をすることなく入場、乗車を許容したというに止まり、途中区間の乗車まで許容した趣旨ではないとして詐欺利得罪は成立しないとしていた。それに対し、大阪高裁は乗車区間の一部について乗車券を所持していても、その乗車券を行使することが不正乗車による利益を取得するための手段としてなされるときには、権利の行使に仮託したものに過ぎず、その乗車券を有する区間を包括し、乗車した全区間について詐欺利得罪が成立するとした。

第二は、高速道路の事例である<sup>16</sup>。こちらは、神奈川県の川崎インターチェンジで「入口東名川崎」の通行券を受領して東名高速道路に入り、その後、滋賀県の米原インターチェンジを経由して福井県の武生インターチェンジを通過し、同県の丸岡ないし福井インターチェンジに到着したが、同インターチェンジを出るに際し、同料金所係員に対し、川崎インターチェンジから通行してきたのにこれを秘し、あら

かじめ自己が所持していた「入口武生」の通行券とともに武生から丸岡ないし福井までの通行料金を添えて通行した行為に詐欺利得罪を肯定した。福井地裁は、無効な通行券の提示を、正規の通行料金を不法に免脱する目的を達成するために正常な通過者を装うためになした積極的な仮装欺罔行為とし、被告人は料金所の係員に対し正規の通行券を提示したうえ、正規料金を支払うべき義務があり、係員が被告人に対し当該料金所から流出するのを許容したのは、欺罔手段に供された無効な通行券が当日武生インターチェンジで交付を受けた有効なものであり、過少の通行料金の支払いを請求するにとどまるのを余儀なくせしめられたからであることをもって詐欺利得罪の構成要件をなす財産的処分行為にあたるというべきであるとした。

### 3 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」の意義

電子計算機使用詐欺罪は、金融機関をはじめとする多くの取引分野において、財産権の得喪・変更にかかる事務処理が、コンピュータの電磁的記録に基づき自動処理されており、「三和銀行茨木支店事件」<sup>17</sup>のように取引形態を悪用して架空入金データの入力し、財産上不法の利益を得る行為は、詐欺罪の構成要件における人を欺く行為に該当しないことから、詐欺罪の対象とはならず、また財物の占有移転を伴わないため、窃盗罪による処罰も困難であるということから、新設されたものである。

電子計算機使用詐欺罪は、行為類型を前段と後段で二つに分けている。前段は、コンピュータに虚偽の情報または不正の指令を与えて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作成して、それにより自己または第三者に財産上の利益を与える行為である。後段は、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を人の事務処理のように供して、それにより自己または第三者に財産上の利益を与える行為である。

詐欺罪における欺罔行為とは、被害者が錯誤に陥り、行為者に対し財産的処分行為をするに至らせる行為をいい、相手方が事実を知れば財産的処分行為をなさないであろうという重要な事項について虚偽の意思表示をすることをいう<sup>18</sup>。コンピュータの場合、入力された情報は、当該システムにおいては、正しい情報として処理されることから、財産権の得喪・変更にかかる事務処理は、作出された電磁的記録に基づき自動処理され、人のように欺かれることがない。それゆえ電子計算機使用詐欺罪では、欺罔行為に当たるものとして、「人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報を与え」る行為を犯罪化している。

電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」とは、当該コンピュータ・システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報

をいうと一般に理解されている<sup>19</sup>。「虚偽の情報」に関する判例の多くは、架空入金データの入力のように、入金処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報<sup>20</sup>のように、入力された情報自体が「虚偽」の事例<sup>21</sup>である。たとえば、信用金庫の支店長が部下の預金係に命じて、オンライン・システム端末機を操作させ、自己名義口座の預金残高を書き換えた神田信金事件においては、第一審<sup>22</sup>は、入金、送金が実際には行われていないと認められるのに電算機を使用して実際にあったかのような見せかけを生ずる場合に、初めて電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報」の要件を充たすこととなるとしているとし、控訴審<sup>23</sup>では、「入金等に関する『虚偽ノ情報』とは、入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報をいう」とした。

それに対し、本件においては、往路に用いた回数券、復路に用いた乗車券のいずれにも正規に購入されたものであり、不正な改変がされているものではないことから、電子計算機使用詐欺罪にいう「虚偽の電磁的記録」に該当するか否かが問題となった。

入力された情報自体の「虚偽」性が問題になったものとしては、窃取したクレジットカードのカード番号などの情報の入力・送信により電子マネーを購入した行為に電子計算機使用詐欺罪を肯定した事案<sup>24</sup>および高速道路のETCシステムにおいて、高速道路流入時の接地車軸数によって車種区分が認識され、料金が決定されることを利用して、高速道路の流入料金所直前で車軸のうち1車軸を一時的に上昇させることにより、料金車種区分を誤計測させ、通行料金の一部の支払を免れたという事案<sup>25</sup>においても問われた。電子マネー購入事件の第一審<sup>26</sup>および上告審<sup>27</sup>では、偽変造カードではなく正規のカード情報を入力したとしても、被告人ではなく名義人本人がクレジットカードを使用して電子マネーの購入申込をしたことが「虚偽」であったとし、控訴審<sup>28</sup>では、「実際の利用者」と「カード名義人」の人格の不一致を「虚偽」としている。いずれにしてもクレジットカード上の情報を正しく入力・送信した場合であっても、名義人が電子マネーを購入するという真実に反した情報が入力されて事務処理が進むことが、「虚偽の情報」を与えたことになるとしている。ETC事件においては、車軸数計測器に接続されたETCシステムの利用による事務処理の目的に照らせば、一時的に後前軸を上昇させた状態で上記車軸数計測器の上を通過し誤計測させたことが、ETCシステムの利用による事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報を与えたものというべきであるとした。

電子計算機使用詐欺罪と詐欺利得罪との構造上の差異を明確化するためには、一

般的な基準を提示するだけでは必ずしも十分ではなく、「虚偽」の要件は、「問題になっている情報・指令にもとづいて作出されることになる電磁的記録の内容に対応する財産状態の変動……」について、それをおこなうか否かを決定する立場にある者の意思（あるいは、その変動の効果が帰属する立場にある者の利益）を基準にして、そのような財産状態の変動がその意思（あるいは、利益）に反している場合」に充足されると解する見解<sup>29</sup>や、「虚偽の情報」を詐欺罪の欺罔行為と基本的に同様のものと解し、欺罔行為の内容を「『取引上重要な事実』について偽り、相手が騙されて交付する『相当程度危険な』行為」と解する見解<sup>30</sup>、「電子計算機において処理されることとなる情報をその管理者（自然人）が知ったならばその先の手続を進めないであろう情報」を「虚偽の情報」とらえ、人を欺くことと同程度の虚偽性とすべきであるとする見解<sup>31</sup>等も主張されている。

立法経緯からすれば、電子計算機使用詐欺罪は詐欺罪の補充類型としての規定として、詐欺罪と同様の罪質を有するものではある。しかし、電子計算機使用詐欺罪は、他人の預金口座から不正な振替操作などによって銀行の元帳ファイルにある自己の預金残高を増額させ、その上でさらに善意の第三者に振替をなす場合のように、詐欺罪も窃盗罪も成立しない場合の隙を埋めるために新設されたものである。したがって、電子計算機使用詐欺罪は、二項詐欺罪の補充類型としてだけでなく、従来の詐欺罪で補足し得ない人を介さない不法な財産上の利得行為を捕捉する類型としての性格も有していると解することができる<sup>32</sup>。したがって、詐欺罪との対比で検討する必要があるとしても、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」性は、あくまで問題となっている電子計算機の機能との関係で理解すべきであろう<sup>33</sup>。データ処理が電氣的であり、記録が媒体上に記録されることによる不可視性を踏まえ、「内容それ自体からは認識不可能な事情」に基づき幅広く虚偽性を判断すべきではないという見解<sup>34</sup>もあるが、電子計算機による機械的事務処理が、真実に反しているか否かを判断するためには、当該情報がシステムにおいてどのような意味を付与されているかこそが重要である<sup>35</sup>。

自動改札機においては、キセル行為を防止するために、入出場チェック機能があり、一括投入された複数の乗車券の区間の連続性をチェックし、入場記録の有無と連続性、組合せの整合性がすべて確認されたときに有効と認める機能が盛り込まれている<sup>36</sup>。本件自動改札機においても、出場時において、自動改札機に乗車券等を投入すると、乗車券等にエンコードされた入場情報により、その乗車券等を所持する旅客が実際に乗車した駅を確認し、下車しようとする駅との間の乗車区間を把握



した上、入場情報が確認されない場合には開扉されない仕組みとなっていた。ただし、すべての駅に自動改札機が設置されているものでないことから、自動改札機未設置駅を有効区間を含む回数券については、入場情報がなくても自動改札機が開扉されることとされていた。このような自動改札機のシステムからすると、入場情報の記録の有無それ自身が、「その乗車券等を所持する旅客が実際に乗車した駅を確認し、下車しようとする駅との間の乗車区間を把握した上、出場の可否又は精算の要否を判定する資料」として自動改札機の事務処理を果たすうえで極めて重要な情報である。電子計算機使用詐欺罪にいう「情報」には、その入力により実現される財産権の得喪に関する処分の内容等を含むという趣旨と解すると、往路において自動改札機に入場記録のない回数券を投入した行為は、自動改札機が予定していない真実に反する情報を入力したことになり、虚偽性を肯定した本件判断は正当といえよう。

復路の自動精算機に往路で使用しなかった乗車券を投入した行為は、如何であろうか。復路については虚偽性がないとする見解<sup>37</sup>、精算券の取得と自動改札機への投入に分け、前者に窃盗罪が、後者に電子計算機使用詐欺罪が成立すると見解<sup>38</sup>もみられるところである。しかし、復路で使用した乗車券には、実際の乗車駅である宇都宮駅と異なる鶯谷駅での入場情報がエンコードされており、それを下車駅の渋谷駅等の自動精算機に投入している。自動精算機のシステムも自動改札機と同様のシステムであり、入場記録が実際と異なっている本件においては、自動精算機に投入した行為に虚偽性を肯定してよいと思われる。

#### 【注】

- 1 自動改札機の仕組みについては、たとえば、宮下武彦・今塚勝雄・高橋誠「複数枚処理機能を持つ新型自動改札機」東芝レビュー55巻1号（2000年）60頁以下、森田秀則・鈴木隆雄「信頼性と拡張性を備えた新型自動改札機 EG-5000」東芝レビュー65巻10号（2010年）45頁以下等参照。
- 2 紙の乗車券のうち、裏面に磁性体が塗布されているもの。自動改札機に挿入して磁気情報に記入された情報を読み取る方法が主流である。
- 3 情報がある一定の規則に基づいてデータを別の形式に変換すること。符号化ともいう。通常は、人間が理解できる文字や音声、映像といったアナログ情報をコンピュータが認識できるデジタル情報に変換することを指す。コンピュータの分野では、データの形式変換や圧縮、暗号化などをさすことが多い。
- 4 控訴審（東京高判平成24年10月30日高刑判速平成24年146頁）も基本的に1審の判断を是認している。被告人側がさらに上告していたが、上告審（最決平成25年2月12日公刊物未登載）は上告を棄却している。

- 5 指定区間の乗車券等は所持しているが、同じ区間の上級の車両に乗車するための座席指定券等を所持していないにもかかわらず意図的に上級車両に乗車する行為も含まれるであろう。
- 6 たとえば東日本旅客鉄道株式会社旅客営業取扱基準規程149条参照。
- 7 たとえば東日本旅客鉄道株式会社旅客営業取扱基準規程150条参照。
- 8 近時の報道として、たとえば、杉山淳一「ズルい？ 悪いと思っていない人も？ どう防ぐ『不正折り返し乗車』苦悩の鉄道事業者」（乗りものニュース、2017年6月12日）<<https://trafficnews.jp/post/72972/>>（2017年9月12日確認）等参照。
- 9 近時の報道として、たとえば、「JR東海社員85人 他社線で無賃乗車」（J-CASTニュース、2010年6月9日）<<https://www.j-cast.com/2010/06/09068448.html>>（2017年9月12日確認），「JR東日本、駅員と車掌31人を不正乗車で処分」（Response、2010年7月21日）<<https://response.jp/article/2010/07/21/143081.html>>（2017年9月12日確認）等参照。
- 10 本件のような事案に対し、電子計算機使用詐欺罪の適用を否定的に解したものとして、斎藤信治『刑法各論』（有斐閣、第3版、2009年）158頁、西田典之『刑法各論』（弘文堂、第6版、2012年）199頁、松宮孝明『刑法各論講義』（成文堂、第4版、2012年）256頁等参照。
- 11 小児用乗車券や回数券を不正に用いた乗車に対し、鉄道施設への無断立ち入りとして軽犯罪法違反に基づく摘発が行われたという事例がみられる（「小児用切符の不正利用は犯罪です、神奈川県警が摘発強化」（神奈川新聞カナロコ、2010年8月9日）<<http://www.kanaloco.jp/article/16400>>（2017年9月12日確認））。
- 12 読売新聞2012年4月18日付朝刊によると、自動改札機を用いたキセル乗車について、刑法246条の2を適用した例としても全国初とのことである。
- 13 通用期間が経過し無効となった無賃乗車券の記載文字を改変して、鉄道係員を錯誤に陥れ乗車した事例として大正5年5月12日刑録22輯732頁が、鉄道係員の許諾を受けずに有効な乗車券なく乗車した事例として大判大正5年10月10日刑録22輯1537頁、大判大正6年12月17日刑録23輯1534頁、大判大正7年6月11日刑録24輯718頁、大判大正12年1月20日評論11巻刑法461頁、通用期間が経過し無効となった定期乗車券の記載文字を改変して、鉄道係員を錯誤に陥れ乗車した事例として大正12年2月15日刑集2巻78頁、日本国有鉄道の新線開通にあたり発行された代用乗車証を偽造して乗車した事例として大判昭和8年10月2日刑集12巻1721頁、無賃乗車の意図で入場券で駅に入場後、急行列車に乗車したが目的地に到達する前に途中検札にあって途中下車させられた事例として広島高松江支判昭和51年12月6日高刑集29巻4号651頁、偽造周遊券を行使して不正乗車した事例として札幌地判昭和53年5月29日判時916号127頁がある。
- 14 東高刑時報11巻2号43頁
- 15 刑月1巻8号795頁
- 16 福井地判昭和56年8月31日刑月13巻8・9号547頁
- 17 大阪地判昭和57年7月27日判時1059号158頁。
- 18 大判昭和8年2月17日刑集12巻139頁等参照。
- 19 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（立花書房、1988年）115頁、河村博「コンピュータ犯罪」平野竜一ほか編著『注解特別刑法 補巻（1）』（青林書院、1990年）44頁。
- 20 米澤編・前掲注（19）書121頁、河村・前掲注（19）44頁。
- 21 大阪地判昭和63年10月7日判時1295号151頁、岡山地判平成4年8月4日（鶴田六郎「判批」研修532号（1992年）13頁参照）、東京地判平成7年12月26日判時1577号142頁、長野地判支判平成8年7月5日判時1595号154頁、名古屋地判平成9年1月10日判時1627号158頁等参照。

- 22 東京地判平成4年10月30日判時1440号158頁, 判タ844号278頁。
- 23 東京高判平成5年6月29日高刑集46巻2号189頁。
- 24 最決平成18年2月14日刑集60巻2号165頁。
- 25 横浜地判平成27年6月9日裁判所ウェブサイト<[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/203/085203\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/203/085203_hanrei.pdf)> (2017年9月12日確認)。
- 26 京都地判平成16年10月21日刑集60巻2号168頁。
- 27 前掲注(24)平成18年決定。
- 28 大阪高判平成17年6月16日刑集60巻2号175頁。
- 29 鈴木左斗志「電子計算機使用詐欺罪(刑法248条の2)の諸問題」学習院37巻1号(2001年)229頁。
- 30 林幹人「電子計算機使用詐欺罪の新動向」NBL837号(2006年)33頁。
- 31 高嶋智光「判批」研修778号21頁。飯島教授, 門田教授も人に対する欺罔行為とパラレルに考えるべきだとする(飯島暢「判批」判例セレクト2013 [I] (2013年)35頁, 門田成人「判批」法セ694号(2012年)133頁)。なお, 榎本桃也「判批」ジャーナル37号79頁参照。
- 32 林幹人『刑法各論』(東京大学出版会, 1999年)257頁, 西田典之「コンピュータと業務妨害・財産犯」刑雑28巻4号頁以下, 鈴木・前掲注(29)226頁, 奥村正雄「パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払いと電子計算機使用詐欺罪の成否」同法53巻3号(2001年)390頁参照。
- 33 井上宏「判批」研修698号(2006年)30頁, 和田俊憲「キセル乗車」法教392号(2013年)100頁, 渡邊卓也「判批」ジュリ1466号(2013年)177頁。
- 34 橋爪隆「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽』性の判断について」研修786号(2013年)6頁。
- 35 渡邊・前掲注(33)177頁, 高橋則夫・田山聡美・内田幸隆・杉本一敏『財産犯バトルロイヤル 絶望しないための方法序説』(日本評論社, 2017年)212頁 [内田幸隆] 参照。
- 36 宮下ほか・前掲注(1)61頁参照。
- 37 和田・前掲注(30)101頁。
- 38 小林隼人「判批」公論67巻9号(2012年)95頁。

#### 【参考文献】

注掲記のほか

前田雅英「刑法246条の2とキセル乗車」警論65巻10号(2012年)176頁

武藤雅光「判批」捜研747号(2012年)13頁